

琉球大学学術リポジトリ

相続法分野に関する報告総括

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 昌則 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/46067 |

相続法分野に関する報告総括

武田昌則

シンポジウム初日午前中に行われた相続法分野に関するシンポジウムにおいては、冒頭に、琉球大学法文学部法政学科の卒業生でもある遠藤真澄那覇家庭裁判所長より、「家事事件の現状と課題—沖縄県における家事事件の特徴も含む—」のタイトルでの基調講演が行われた。那覇家裁の家事事件の特徴を含めた日本の家事事件に関する講演であったが、沖縄県内での相続に関して、いわゆるトートメー問題（トートメー（先祖やその位牌のことをいう。）及び墓を承継する者（多くは長男）が、それに伴い相続財産の全てを継ぐとの昔ながらの考え方が根強く残っていること）を含む興味深い内容が紹介された。

パネリストによる研究報告では、最初に、台湾大学法学院の黃詩淳准教授より、「台湾における相続法改正の動向と課題」とのタイトルでの報告がなされた。報告では、台湾における夫婦間の相続に関連した特徴的な制度として、夫婦財産制の剰余財産分配請求権（台湾民法 1030 条の 1）が紹介された。「剰余の多い配偶者の死亡時に、剰余の少ない生存配偶者に財産分配請求権が生じるため、生存配偶者の老後の生活保障に資するといえる。しかも、婚姻関係存続中に形成された財産のみが清算の対象となるので、この保障の仕組みは、（日本法のような）単純な相続的構成と比べれば、とりわけ老後再婚の場合には公平である。このように、生存配偶者の保護に関して、台湾では夫婦財産法的な構成と相続法的な構成の両方を認めた結果、配偶者相続分を引き上げずに問題が解決された。」との報告は、日本における夫婦財産制や生存配偶者の保護に関しても示唆に富むものといえる。また、2016 年末に立法院に送られて以降審議の続いている 2016 年相続法改正案についても紹介された。①代襲相続原因の削減、②相続権の喪失事由の追加、③相続回復請求権の行使期間の一元化、④遺言の方式の現代化（ワープロソフトで作成された書面の活用）、⑤遺留分比率の引き下げ、といった多岐にわたる改正内容を含むものであり、今後の審

議の行方が注目される。さらに、相続法に関連したトピックとして、遺産及び贈与税法の改正や、遺言信託・生命保険金給付等を含めたエステートプランニングに対する法的評価についても紹介された。まとめでは、台湾の人口構造と家族の形態が激しく変化したことに伴う相続問題の複雑化への対応について、「台湾の学説の反応はまだ薄く、研究対象の拡大は未だ見られず、財産法の研究者が相続法の研究に加わるのがまだ多くない。そのためか、今回の 2016 年改正案も、実務の変化と新たなニーズを完全に取り込んではいない。10 数年前、筆者が「裁判例の蓄積を待つ必要がある」と評した台湾の相続法の状況は、現在はむしろ「学説の蓄積を待つ必要がある」という段階に変わってきている。」との鋭く、興味深い指摘で締めくくられている。

次に、「2018 年の相続法改正—「配偶者」の権利を中心に」とのタイトルで東北大学大学院法学研究科の石綿はる美准教授による報告がなされた。日本の相続法の歴史、改正に向けた流れ、日本の相続法の特徴といった日本の相続法の概要について報告された後、生存配偶者の保護という観点から、相続法改正により明確に権利として認められた配偶者居住権についての報告がなされ、新たな配偶者の保護という観点から同じく相続法改正により新設された特別の寄与の制度（民法 1050 条 1 項）について報告された。報告が新たな制度についての分かりやすい導入となっていたこともさることながら、報告末尾の「これから大切なことは、この改正相続法がどのように活用されていくかということに注視すること、そして、改正相続法によっても十分に保護されない人・場面はどのようなことか、その解決のためには、どのような制度が必要なのかということを検討し、必要に応じた適切な改正を行うことではないだろうか。次の改正がまた 40 年後ということにならないように、我々は努力をしていなくてはいけない。」との指摘も忘れられてはならない。

台湾と日本の研究者によるアカデミックな報告の後、沖縄税理士会の新垣隆顕副会長により、「日本における相続税の概要」というタイトルでパワーポイントによるスライドを用いたプレゼンテーションが行われた。相続税法上の問題は相続法の問題とも密接に関連しており、本来であれば相続法に携わる法律家として理解しておかねばならないところ、多忙にかこつけてなかなかそのための修練を積むことができないところであるが、新垣副会長が事例を用いて分

かりやすく説明して下さったこともあり、パネルディスカッションでの議論が深まる前提にもなった。

研究報告の最後は、北海道大学大学院法学研究科の張子弦助教により、「日本民法（相続法）改正と家族企業の承継—遺留分制度を中心として—」とのタイトルで報告がなされた。「地域の人口減少や少子高齢化の問題が進んでいる背景の下で、廃業を未然に防止し、事業承継を促進するための措置を講ずることが喫緊の課題」となっている状況下での、具体的・現実的な課題の解決に向けて、改正された相続法を含めた関連法の学術的な理解をベースに、様々な興味深い提言がなされている。今後のさらなる研究の進展が大いに期待されるところである。

研究報告に引き続いて行われた報告者4名をパネリストとするパネルディスカッションでは、とりわけ相続法改正により新設される配偶者居住権を中心に活発な議論が展開された。配偶者居住権の税務上の取り扱いを含めて、今後さらに明らかにされていくべき課題は少なくない。台湾の黄詩淳准教授も、中国の張子弦助教も、いずれも、日本語に極めて堪能であり、日本語での議論も盛況であったが、参加されている台湾の法学研究者・実務家からの質疑応答も活発に行われた。近い将来、今回のようなシンポジウムが沖縄で再び開催できることを願う次第である。

